

インダストリアルデザイン・アーカイブズ協議会会員規約

(本規約の範囲)

第1条 本会員規約(以下「本規約」という。)は、インダストリアルデザイン・アーカイブズ協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第4条に定める会員に適用され、その権利義務等、会員活動の基本的事項を定めるものである。

(会員種別)

第2条 協議会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

① 協議会の目的、及び戦後日本の工業デザイン製品に係る記録と記憶の総合的な利活用を可能にする基盤整備を目的としたインダストリアルデザイン・アーカイブズ研究プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の趣旨に賛同し、自らが所蔵する平成12年(2000年)以前に製造された歴史的な工業製品及びその関連情報(画像等を含む)並びにその保管場所を、本プロジェクトのために提供することができる法人又はその部署、その他団体及び個人

又は、

② 協議会の目的に賛同し、その事業に協力することを主たる目的とする大学等の研究機関、その学部・学科等及び研究機関に所属する個人。特に、工学、情報学、デザイン学、芸術学、歴史学及び社会学的等の学術的観点からプロジェクトに参画する研究機関、その学部・学科等及び個人

(2) 賛助会員

協議会の目的に賛同し、活動費への助成、物資提供、専門的人材の派遣、専門的知識、技術の提供、広報協力等、その活動に対して援助、支援を行うことを主たる目的とする法人及びその他の団体

(会費)

第3条 会費は無料とする。

(会員の権利)

第4条 会員は次に定める権利を有する。

(1) 正会員

- ① 総会に出席し、議事に加わり意見を述べることができる。
- ② プロジェクトに参加し、その進捗状況にかかる情報を入手し、又その成果を共有することができる。
- ③ プロジェクトへの参加を、企業社会貢献活動の一環として広報することができる。
- ④ プロジェクトの情報と成果を自らの研究資源として活用することができる。

(2) 賛助会員

- ① 総会に出席し、議事に加わり意見を述べることができる。
- ② プロジェクトを援助、支援することによってそれに参加し、その進捗状況にかかる情報を入手し、またその成果を共有することができる。
- ③ プロジェクトへの援助、支援を、企業社会貢献活動の一環として広報することができる。

(会員の義務)

第5条 会員は次に定める義務を負う。

- (1) 本規約、協議会の設置要綱及び委員会・分科会の要綱並びにその他諸規則及び議決に従い、遵守する。
- (2) 協議会及びプロジェクトの活動普及に努める。

(会員の資格喪失に伴う権利)

第6条 会員は協議会の設置要綱第4条4項によりその資格を喪失したときは、協議会に対する会員としての権利を失う。

(禁止行為)

第7条 会員は会長から書面による事前承諾を得ない限り、協議会の名称及び会員名簿等、又はその活動内容を利用して、自らを含む特定の個人や団体の利益等を目的とした宣伝・営業活動を行ってはならない。

- 2 会員は協議会及びプロジェクトへの参加によって得られた情報や成果の活用において、他の会員又は第三者の特許、著作権、商標権、意匠権、その他財産権並びにプライバシーの侵害行為、あるいは侵害の恐れのある行為をしてはならない。
- 3 その他、プロジェクトの円滑な推進を妨げる行為、協議会の運営に著しい支障をきたすような行為や協議会の目的・趣旨に反する行為等を行ってはならない。

(個人・法人情報の保護)

第8条 会員は、協議会及びプロジェクトへの参加によって得られた個人情報及び法人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報はいかなる場合も、法人情報は営業秘密と予め明示された場合において、会員以外の第三者に有償・無償を問わず漏洩、譲渡してはならない。またいかなる媒体にもその内容の一部もしくは全部を公開してはならない。

(知的財産の帰属・管理)

第9条 正会員は、プロジェクト活動において製品の画像（既存のものか新たに撮影して生じたものかを問わない）を含めた製品情報及び広告、取扱説明書等を含めた関連資料等（以下まとめて「提供画像等」という）を提供する。また、提供画像等が著作物である場合は、正会員は著作権及び著作者人格権を適切に処理した上で提供するものとする。

- 2 前項の提供画像等の提供によって、それらの所有権、著作権及びその他一切の権利の移転が生ずることはない。
- 3 正会員及び賛助会員は、他の正会員から提供を受けた提供画像等、プロジェクト活動において新たに他の正会員の製品（それに関連する情報等含む）を撮影して生じた画像（以下「新規画像」という。）及びそれらを複製したものをプロジェクト活動の目的においてのみ使用できるものとし、それ以外の目的に使用することはできない。
- 4 正会員は新規画像の制作にあたって、著作権及び著作者人格権を適切に処理するものとする。

5 正会員及び賛助会員は、他の正会員から提供を受けた提供画像等、新規画像及びそれらを複製したものについて、協議会が解散しプロジェクト活動が終了した場合、正会員としての地位を喪失した場合等保持する必要がなくなった場合には、自己の責任と負担で速やかに破棄するものとする。

(損害賠償)

第10条 会員は本規約及び協議会要綱並びに本規約及び協議会要綱に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって協議会に損害を与えた場合、協議会が受けた損害を賠償する。

(免責)

第11条 協議会の活動において得られた情報や資料、知己等の利用とその方法は、会員自らの判断によるものであり、これらに起因して会員が他の会員又は第三者に損害を与えても、協議会はその一切の責任を負わない。

2 会員間に生じる問題について、協議会はその一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この規約が定めるもののほか、会員について必要な事項は会長が定める。

附則

1 この規約は平成28年6月30日より施行する。